

令和5年度

マイホーム借上げ制度 推進事業のお知らせ



マイホーム借上げ制度※1とは、50歳以上のシニア世帯が所有するご自宅を手放すことなく「一般社団法人移住・住みかえ支援機構(JTI)」※2が最長で終身にわたり借上げ、子育て世帯などに転貸することを目的とした制度です。

※1 マイホーム借上げ制度の内容は裏面に記載されています。

※2 一般社団法人移住・住みかえ支援機構(JTI)は国土交通省が管轄する(-財)高齢者住宅財団の住替支援保証業務の事業実施主体として認可を受けて、公的移住・住みかえ支援制度の実施・運営にあたっている国内唯一の団体です。



住宅を借りる

■補助内容

三田市内のJTIの賃貸物件を借りて居住する場合に必要となる、以下の費用の一部を補助します。

- | | |
|------------|--------------|
| ①事務手数料 | 10,000円+消費税 |
| ②仲介手数料 | 月額賃料1か月分+消費税 |
| ③機関保証会社保証料 | 月額賃料等×50% |

※契約後、別途1年毎に必要な更新保証料その他クリーニング費用などは個人負担になります。

■補助額 上限 120,000円

(①事務手数料②仲介手数料③機関保証会社保証料を合算した額)/世帯

※支払った費用が補助限度額以下の場合、支払った金額が支給額となります。

■補助要件 令和5年4月1日から令和6年3月31日までにJTIが賃貸する三田市内の住宅の賃貸借契約が完了し、当該住宅に住民票を移し、居住する賃借人

■申込方法 JTIとの契約締結後居住開始から1か月以内に、申請書(市のホームページでもダウンロードできます)と添付書類※の提出(郵送不可)

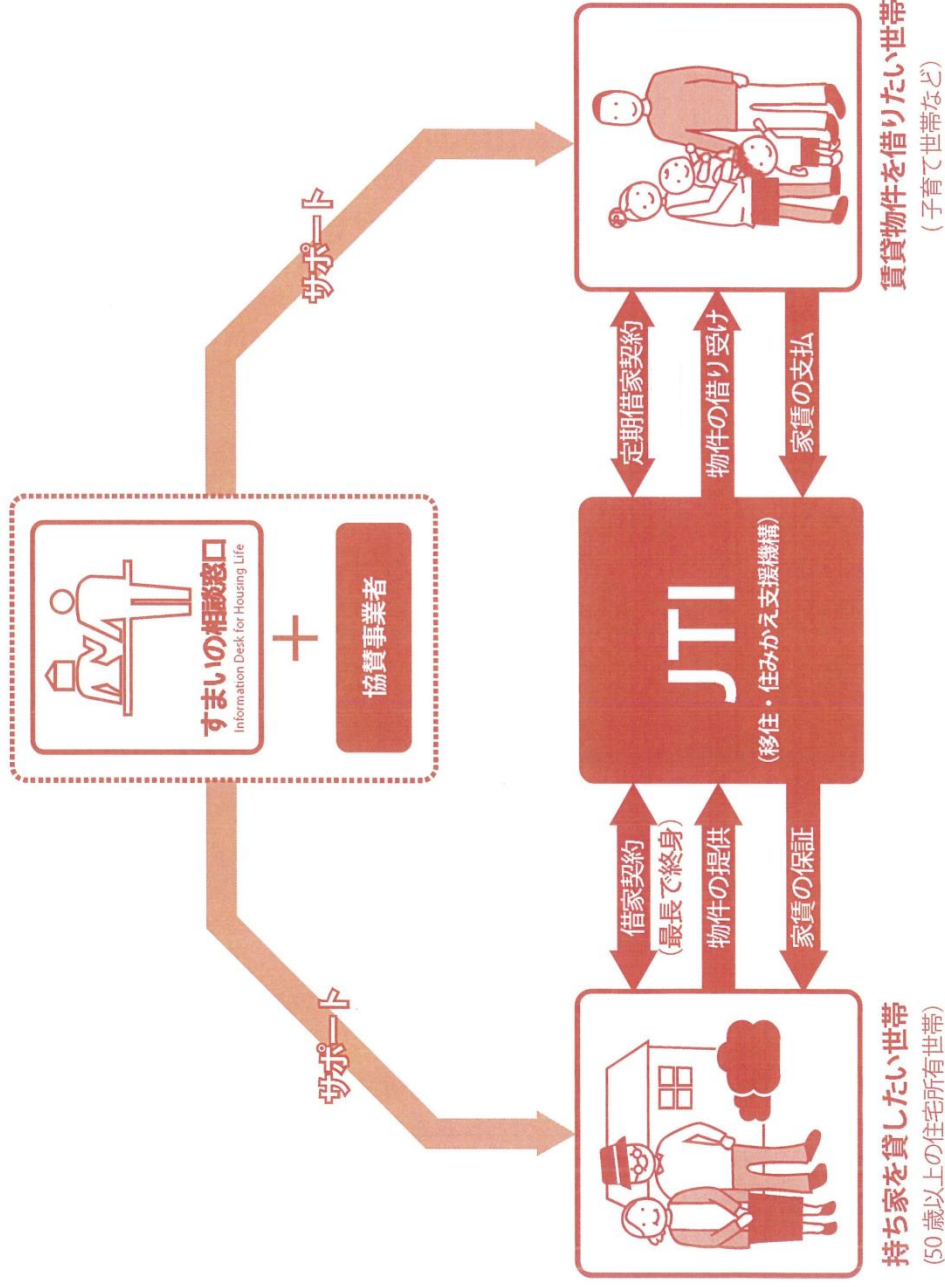
※添付書類とは

- ①世帯全員の住民票
- ②制度利用の際に支払った事務手数料の領収書等の写し
- ③仲介手数料の領収書等の写し
- ④機関保証会社保証料の領収書等の写し
- ⑤定期建物賃貸借契約書の写し

■お問い合わせ■ 三田市役所 都市政策課(本庁舎5階)

☎079-559-5128 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:30

子育て世帯にうれしい！ 5つのメリット



良質な賃貸住宅

マイホーム借上げ制度の賃貸物件は、建物の耐震性が確認された、安全で良質な物件を紹介しています。

初期費用がリーズナブル

契約時の敷金や礼金がありません。

※契約時の仲介手数料 (家賃 1 カ月分 (税別))、事務手数料 (10,000 円 (税別)) は別途必要です。

連帯保証人は不要

保証機関による保証スキームにご加入頂くため、連帯保証人は不要です。

※機関保証会社の保証料が、契約時に月額賃料 × 50%、契約後 1 年毎に 10,000 円必要です。

3年以上の定期借家契約

3年以上の定期借家契約。その都度、住み続けるかどうかが選択することができます。

※貸主の都合により再契約できない場合があります。また、再契約時に仲介手数料 (家賃 1 カ月分 (税別)) が必要です。

壁紙等のリフォームが可能

壁紙や流し台の取り替えなど、入居者は一定のリフォームを行うことができます。

※貸主の承認が必要ですよ。

問い合わせ先 三田市役所 都市政策課 ☎ 079-559-5128

※マイホーム借上げ制度は、一般社団法人移住・住みかえ支援機構 (JTI) が、シニアから借り上げた良質な住宅を、子育て世帯などに転貸する制度です。 <https://www.jt-i.jp/>